

第1回 「今あらためて憲法をみつめよう」

講師／吉原泰助氏（福島大学元学長）
聞き手、まとめ／宍戸幸子

近代憲法の出自は人権宣言であるから、憲法は権力を縛る法で、国民を縛るものではない。

人権宣言であるから、憲法はしょっちゅう改正されるものではない。改憲は長期にわたって改正がなく古くなったと言うが、憲法には枝葉まで規定した憲法と、日本国憲法のように根幹しか規定していない憲法があり、同列に論じられない。

自民党の改憲草案は、日本の戦前・戦中の表流水が伏水化したもの。

1. 国民主権

国民主権という言葉が消え、憲法の目的をよき伝統と我々の国家を末永く継承するためとなっている。天皇は象徴から元首（国家の首長）になっている。

国旗。君が代の明記

2. 基本的人権

基本的人権とは、自由権、社会権、平等権、参政権、受益権の5つがありますが、この人権は、無制限に行使できず、現憲法では「公共の福祉」によって制限されるとあります。

つまり、ほかの人の人権とぶつかったら、多くの人の人権や弱い立場の人の人権を尊重します。

それが、改憲では人権の制限が、公益・公の秩序によつての制限となります。

自民党改憲案 第3章 12条

国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

（表現の自由）

自民党改憲案 第3章 21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は保障する。

前項の規定にもかかわらず、公益及び公の秩序を害する事を目的とした活動を行い、並びにそれを目的に結社することは認められない。

3. 平和主義 第2章 戦争の放棄という表題が、安全保障に。

自民党改憲案 第9条の2 国防軍

国防軍に審判所を置く。

4. 新たに緊急事態条項の新設 第98条 緊急事態…略

5. 憲法改正 両院の発議要件を3分の2から2分の1に緩和。

感想：自民党日本国憲法改憲草案（2012）について…最初から9条改正はもちださないかもしれませんが、自民党の本音が出たこの内容は知らなければならぬと思います。そこがないから改憲が必要という人が多いのではないかと思います。また国民投票法がこのまま国会を通れば、憲法が少人数だけで改正されてしまう。発議要件の緩和でどんどん変えられてしまう。まったく恐ろしいと思いました。